

# 監査結果報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項に基づき、公立大学法人宮崎公立大学（以下、「当法人」という。）の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第15期事業年度における業務について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

## 1. 監査方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、役員及び職員と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査班と密接に連携し、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）及び職員等から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局等において業務及び財産の状況を調査しました。

また、当法人におけるガバナンス体制や役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）について、役員及び職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書（以下、「財務諸表」という。）並びに、決算報告書、事業報告書、業務実績報告書について検討を加えました。

## 2. 監査の結果

### （1）業務の実施状況及び中期目標の実施状況

当法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

### （2）内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

### （3）役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

### （4）財務諸表等

- ① 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態・運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認めます。
- ② 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- ③ 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- ④ 事業報告書は、当法人の事業運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- ⑤ 業務実績報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

令和4年 6月29日

公立大学法人宮崎公立大学理事長  
佐山幸二 殿

監事 近藤日本夫 印  
監事 清家秀夫 印